

2024年5月

関係各位

尾道市立市民病院 薬剤部

入院時薬剤管理（入院前薬剤関連情報提供書）の運用について

【目的】

入院前にかかりつけ薬局へ服薬情報の一元化、持参薬の整理、休薬管理等を依頼し、当院へ情報提供してもらうことにより、安全性の向上、業務の効率化を図る（保険薬局は服薬情報等提供料3を算定可能）

【入院時薬剤管理の流れ（概要）】

- ① 各診療科 休薬指示等

- ② 入院支援センター 休薬が必要な薬剤等の説明
※「入院前薬剤関連情報提供書および服用薬の整理依頼書」を患者へお渡しし、かかりつけの保険薬局へご持参いただくよう説明する

- ③ 患者
※「入院前薬剤関連情報提供書および服用薬の整理依頼書」、服用中の薬剤、お薬手帳等をかかりつけの保険薬局へ持参する

- ④ 保険薬局 服薬情報の一元化、入院時持参薬の整理、休薬管理等を実施し、当院へ情報提供する（要件を満たせば服薬情報等提供料3を算定）
※「入院前薬剤関連情報提供書」を薬剤部へFAXする

- ⑤ 薬剤部
※「入院前薬剤関連情報提供書」を電子カルテにPDF登録する

- ⑥ 患者
※整理された薬剤を持参し入院する

【期待する効果】

- ・ 休薬忘れなどによる検査、手術の延期の防止
- ・ 多施設処方混在、服用状況不明な薬剤の持参などによる持参薬管理の非効率性の改善

【服薬情報等提供料 3】（50 点、3 カ月に 1 回、保険薬局が算定）

主な算定要件

入院予定患者について、医療機関の求めがあった場合に、患者が服用中の薬剤について、患者・家族等への聞き取り又は他の薬局もしくは医療機関への聞き取り等により一元的に把握し、必要に応じて患者が薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、患者が入院を予定している医療機関に対して、服薬状況等について文書等により提供した場合に算定できる患者が入院予定の医療機関からの求めのほか、患者が受診している他の医療機関からの求めを含む

患者の服用薬等は、当該薬局で調剤した薬剤、他の薬局で調剤された薬剤、医療機関で院内投薬された薬剤等を一元的に把握する

算定に当たっては、所定の様式又はこれに準ずるものを用いて、以下の内容について医療機関への情報提供を行う

受診中の医療機関、診療科等に関する情報／服用中の薬剤の一覧／患者の服薬状況／併用薬剤等の情報

特別調剤基本料の算定薬局が、不動産取引等その他特別な関係を有している医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。また、かかりつけ薬剤師指導料・同包括管理料もしくは在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定患者に係る情報提供を行った場合は算定できない